

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 25 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 2 条第 1 項
処 分 の 概 要：質屋の許可
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第 3 条第 1 項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）、第 2 条、第 3 条（質屋の許可の申請）及び第 3 条の 2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）
審 査 基 準： 質屋営業法第 3 条第 1 項各号に掲げる欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：50 日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話 097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署生活安全関係事務担当課
備 考：